明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員等の財産形成事業に関する政令の一部を改正する政令（三二八）　二
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三二九）　五
〔告　示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働三九〇）　七
〔官庁報告〕
国家試験
CBTによる平成二十六年度ITパスポート試験合格者（経済産業省）　一九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
平成二十五事業年度財務諸表（独立行政法人土木研究所・独立行政法人建築研究所）、独立行政法人都市再生機構、預金保険機構旧日本振興銀行の預金等債権の買取りにかかる第二回精算払・預金保険機構が代理する預金者への第二回弁済金の支払、国民年金基金変更関係　四三
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　五六
会社その他
会社決算公告　五七

本号で公布された法令のあらまし

◇地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員等の財産形成事業に関する政令の一部を改正する政令（政令第三二八号）（総務省）

1　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第六三号）において、指定都市職員共済組合を市町村連合会の構成組合に加えることとされたことに伴い、所要の改正を行うこととした。

㈠　地方公務員等共済組合法施行令の一部改正（第一条関係）

市町村連合会が行う短期給付事業の関連規定を指定都市職員共済組合に適用することとした。

㈡　地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令の一部改正（第二条関係）

財産形成事業の資金の調達等及び短期借入金に係る規定について、所要の改正を行うこととした。

2　この政令は、平成二六年一二月一日から施行することとした。

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三二九号）（財務省）

1　新幹線鉄道開業五〇周年を記念するため発行する一〇〇円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。